

■寝屋川市みどりの基本計画改定版（素案） パブリック・コメント手続によらない変更箇所一覧

	頁	変更前	変更後
1	16	主に農業用水の確保のほか ～ 、農地の減少に伴うため池の減少や多面的な機能の低下が懸念されるため、耐震性調査を実施するなどため池の多面的機能の保全に向けた適正な維持管理が必要です。	ため池の維持管理には、ソフト面の取組も重要であることを踏まえ、以下のとおり修正します。 主に農業用水の確保のほか ～ 農地の減少に伴うため池の減少や多面的な機能の低下が懸念されるため、耐震性調査の実施などのハード対策に加えて、 <u>ため池管理者との連携による日常管理や点検などの適正な維持管理が必要です。</u>
2	40	都市計画公園・緑地(府営公園)の事業未着手区域における広域避難場所や後方支援活動拠点などの今後必要となる機能の必要性について、大阪府が実施する「都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針」に基づく評価に係る協議・調整を進めます。	都市計画公園等の見直しは、防災機能以外の多様な視点に基づき実施することを踏まえ、以下のとおり修正します。 都市計画公園・緑地(府営公園)の長期未着手区域について、 <u>必要性や実現性などさまざまな観点により、大阪府と協議、調整を進めます。</u>
3	55	自然環境や景観の形成 ～ 遊休農地対策等に取り組むとともに、生産緑地制度の運用により保全します。	本市における生産緑地制度の先進的取組の周知を図るため、以下のとおり修正します。 <u>自然環境や景観の形成 ～ 遊休農地対策等に取り組みます。</u> <u>また、指定面積要件の下限を定める市条例の制定など、生産緑地地区の追加指定の促進に関する取組を踏まえ、今後も生産緑地制度の運用により保全します。</u>
4	90	これらのことから、～ 東部地域のシンボルである府営寝屋川公園の更なる利活用の促進や公園施設等の再整備の可能性を検証しつつ、地区全体におけるみどりの取組を進めます。	府営寝屋川公園の利活用の促進等に関する、現時点での本市の立場を明確化するため、以下のとおり修正します。 これらのことから、～ 東部地域のシンボルである府営寝屋川公園の更なる利活用の促進や公園施設等の再整備の可能性などについて大阪府との協議を進めるなど、 <u>寝屋川公園をはじめとする駅周辺の地域の活性化及びにぎわい創出とあわせて、地区全体におけるみどりの取組を進めます。</u>
5	2,16,55 56,81	関係法令等の再確認	生物多様性地域連携促進法、都市緑地法や生産緑地法、都市農地の貸借の円滑化に関する法律等の追記
6	15,30,35 , 36,47,71 93,106	策定年時点(平成31年3月)を見据えた、「固有名称」、「計画等の策定時期」、「データ」などの再確認	寝屋川公園駅などの時点修正を実施
7	全般	その他文言修正	同種施策の名称統一、誤字脱字などの文言精査